変 更 後

○計画期間:平成20年11月から平成26年10月まで

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

 $[1] \sim [7]$ 略

2. 中心市街地の位置及び区域

[1]~[3]略

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 略

[2] 計画期間の考え方

計画の期間は、新規取り組みの事業が完了し、具体的な取り組みの効果が発現する時期等を考慮し、 平成20年11月から平成26年10月までとする。

なお、計画の終期は当初設定していた平成26年3月から平成26年10月へ変更されたが、これに伴う推移値・ 事業効果の増減は考慮せず、引き続き当初の目標達成を目指すものとする。

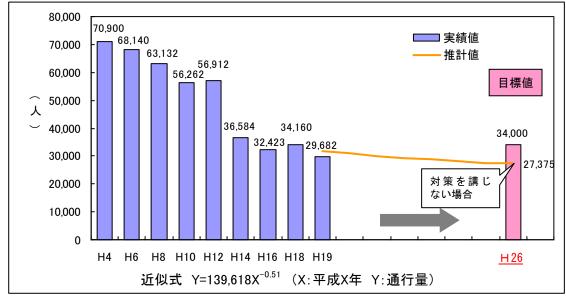
- [3] 具体的な数値目標
- (1) 歩行者通行量(休日)
- ①数値目標

(中略)

■歩行者通行量(休日)(12 地点の合計値)

現況値(H19)	目標値 <u>(H26)</u>
29, 682 人	34,000 人

■中心市街地の歩行者通行量の推移と目標値



(中略)

②目標達成に必要な事業及び算定方法

変 更 前○計画期間:平成20年11月から平成26年3月(5年5か月)

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1]~[7]略

2. 中心市街地の位置及び区域

[1]~[3]略

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 略

[2]計画期間の考え方

計画の期間は、新規取り組みの事業が完了し、具体的な取り組みの効果が発現する時期等を考慮し、 平成20年11月から平成26年3月までの5年5か月とする。

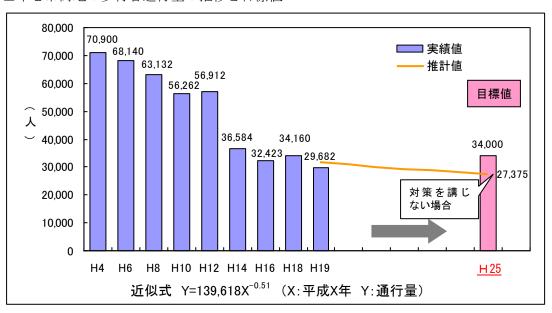
- [3] 具体的な数値目標
- (1) 歩行者通行量(休日)
- ①数値目標

(中略)

■歩行者通行量(休日) (12 地点の合計値)

現況値(H19)	目標値 <u>(H25)</u>
29, 682 人	34,000 人

■中心市街地の歩行者通行量の推移と目標値



(中略)

②目標達成に必要な事業及び算定方法

ア) これまでの傾向が続いた場合の通行量の増減

(中略)

	実績値									描値
	H4	Н6	Н8	H10	H12	H14	H16	H18	H19	<u>H26</u>
歩渚通 量 (人)	70,900	68,140	63,132	56,262	56,912	36,584	32,423	34,160	29,682	27,357

※近似曲線は、平成12年の大型店撤退後の平成14年以降の実績値をもとに算出した。

推計値 (H26) 27, 357人 - 現況値 (H19) 29, 682人=-2, 307人

(中略)

③フォローアップの考え方

事業の進捗状況について毎年度確認し、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていくとともに、当該計画の計画期間の中間年である23年度に、数値目標を検証し、状況に応じて、目標達成に向けた改善措置を講じる。また、最終年度の26年度の終了後、再度数値目標の検証を行うものとする。

数値目標の確認は、これまで隔年度で実施してきた歩行者通行量調査(10月~11月の休日)を、 毎年度実施するとともに、複数回実施することで精度を高めつつ行う。

(2) 中心市街地居住人口

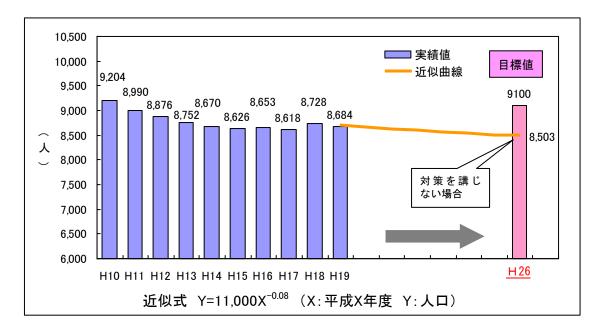
①数値目標

(中略)

■中心市街地の居住人口(各年度1月1日現在住民基本台帳人口)

現況値(H19 年度)	目標値 <u>(H26 年度)</u>
8,684 人	9, 100 人

■人口の推移と目標値



②目標達成に必要な事業及び算定方法

ア) これまでの傾向が続いた場合の通行量の増減

(中略)

	実績値									
	H4	Н6	Н8	H10	H12	H14	H16	H18	H19	<u>H25</u>
歩渚通	70,900	68,140	63,132	56,262	56,912	36,584	32,423	34,160	29,682	27,357

※近似曲線は、平成12年の大型店撤退後の平成14年以降の実績値をもとに算出した。

推計値 (H25) 27, 357人 - 現況値 (H19) 29, 682人=-2, 307人

(中略)

③フォローアップの考え方

事業の進捗状況について毎年度確認し、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていくとともに、当該計画の計画期間の中間年である23年度に、数値目標を検証し、状況に応じて、目標達成に向けた改善措置を講じる。また、最終年度の25年度の終了後、再度数値目標の検証を行うものとする。

数値目標の確認は、これまで隔年度で実施してきた歩行者通行量調査(10月~11月の休日)を、 毎年度実施するとともに、複数回実施することで精度を高めつつ行う。

(2) 中心市街地居住人口

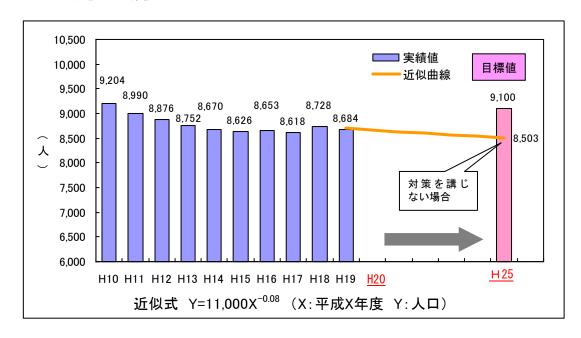
①数値目標

(中略)

■中心市街地の居住人口(各年度1月1日現在住民基本台帳人口)

現況値(H19 年度)	目標値 <u>(H25 年度)</u>
8,684 人	9, 100 人

■人口の推移と目標値



②目標達成に必要な事業及び算定方法

ア) これまでの傾向が続いた場合の人口の増減(推計値)

中心市街地の中心市街地の居住人口は、ここ数年は、増加の傾向も見せているものの、長期的傾向では減少傾向となっている。この傾向を回帰式に当てはめ、将来の人口を推計すると、平成 26 年度では 8,503 人となり、平成 19 年度の現況値 8,684 人から 181 人の減少となる。

		実績値								推計值	
	H10	H10 H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19								<u>H26</u>	
人口(人)	9,204	8,990	8,876	8,752	8,670	8,626	8,653	8,618	8,728	8,684	8,503

※実績値は、住民基本台帳人口(各年度1月1日現在)

推計値 (H26) 8,503人 - 現況値 (H19) 8,684人=-181人

(中略)

③フォローアップの考え方

事業の進捗状況について毎年度確認し、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていくとともに、当該計画の計画期間の中間年である23年度に、数値目標を検証し、状況に応じて、目標達成に向けた改善措置を講じる。また、最終年度の26年度の終了後、再度数値目標の検証を行うものとする。数値目標の確認は、市の町丁別の住民基本台帳を基にした人口資料(毎年度1月1日現在)により毎年度行う。

(3) 街なか観光客の入込数

①数値目標

中心市街地内には、街なか観光拠点施設としては、「文翔館」、「山形美術館」及び「最上義光歴史館」の3 施設がある。

これら3施設の来館者数は、平成19年度で約25万人となっており、市全体の観光客入込数からみると、小さな割合にしかなっていない状況にある。

このたびの基本計画においては、活性化事業として新たに「七日町拠点」「山形まるごと館 紅の蔵」、「山形まなび館」等の新たな拠点の整備を行うが、このうち、街なか観光の拠点施設として「山形まるごと館 紅の蔵」が新たに加わる。

既存3施設に新たな「山形まるごと館 紅の蔵」を加えた来館者数(街なか観光入込数)を、「山形まるごと館 紅の蔵」の新たな観光拠点の整備及び新名所を中心とした街なか観光の総合的展開により、平成 19 年度の249,869 人から、平成 26 年度には本市を代表的な街なか観光拠点である文翔館の来館者数に匹敵する150,000人の増加を目指し、400,000人を目標値として設定する。

■街なか観光客の入込数

現況値(H19年度)	目標値 <u>(H26 年度)</u>
249, 869 人	400,000 人

ア) これまでの傾向が続いた場合の人口の増減(推計値)

中心市街地の中心市街地の居住人口は、ここ数年は、増加の傾向も見せているものの、長期的傾向では減少傾向となっている。この傾向を回帰式に当てはめ、将来の人口を推計すると、平成 25 年度では 8,503 人となり、平成 19 年度の現況値 8,684 人から 181 人の減少となる。

		実績値								推計値	
	H10	H10 H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19								<u>H25</u>	
人口(人)	9,204	8,990	8,876	8,752	8,670	8,626	8,653	8,618	8,728	8,684	8,503

※実績値は、住民基本台帳人口(各年度1月1日現在)

推計値 (H25) 8,503人 - 現況値 (H19) 8,684人=-181人

(中略)

③フォローアップの考え方

事業の進捗状況について毎年度確認し、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていくとともに、当該計画の計画期間の中間年である23年度に、数値目標を検証し、状況に応じて、目標達成に向けた改善措置を講じる。また、最終年度の25年度の終了後、再度数値目標の検証を行うものとする。数値目標の確認は、市の町丁別の住民基本台帳を基にした人口資料(毎年度1月1日現在)により毎年度行う。

(3) 街なか観光客の入込数

①数値目標

中心市街地内には、街なか観光拠点施設としては、「文翔館」、「山形美術館」及び「最上義光歴史館」の3施設がある。

これら3施設の来館者数は、平成19年度で約25万人となっており、市全体の観光客入込数からみると、小さな割合にしかなっていない状況にある。

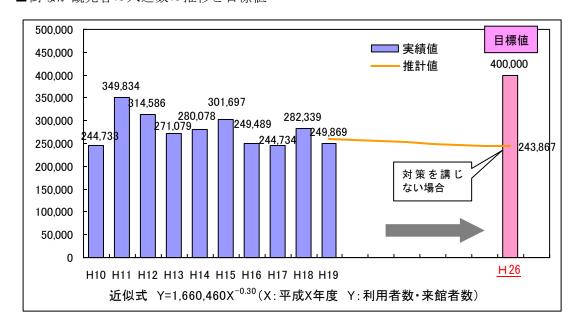
このたびの基本計画においては、活性化事業として新たに「七日町拠点」「山形まるごと館 紅の蔵」、「山形まなび館」等の新たな拠点の整備を行うが、このうち、街なか観光の拠点施設として「山形まるごと館 紅の蔵」が新たに加わる。

既存3施設に新たな「山形まるごと館 紅の蔵」を加えた来館者数(街なか観光入込数)を、「山形まるごと館 紅の蔵」の新たな観光拠点の整備及び新名所を中心とした街なか観光の総合的展開により、平成 19 年度の 249,869 人から、平成 25 年度には本市を代表的な街なか観光拠点である文翔館の来館者数に匹敵する 150,000 人の増加を目指し、400,000 人を目標値として設定する。

■街なか観光客の入込数

現況値(H19 年度)	目標値 <u>(H25 年度)</u>
249, 869 人	400,000 人

■街なか観光客の入込数の推移と目標値



(中略)

- ②目標達成に必要な事業及び算定方法
- ア) これまでの傾向が続いた場合の入込数の増減

(中略)

	実績値								推計値		
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	<u>H26</u>
街 な か 観 光 客の入込数	244,733	349,834	314,586	271,079	280,078	301,697	249,489	244,734	282,339	249,869	243,867

推計値 (H26) 243,867人 - 現況値 (H19) 249,869人=-6,002人

(中略)

③フォローアップの考え方

事業の進捗状況について毎年度確認し、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていくとともに、当該計画の計画期間の中間年である23年度に、数値目標を検証し、状況に応じて、目標達成に向けた改善措置を講じる。また、最終年度の26年度の終了後、再度数値目標の検証を行うものとする。数値目標の確認は、各施設の年間入込数を毎年度末に調査することにより行う。

(4) (仮称)「やまがたお勧めの逸品」キャンペーン参加店舗数(参考指標)

①数値目標

(中略)

■ (仮称) 「やまがたお勧めの逸品」キャンペーンへの参加店舗数(各年度末時点)

現況値(H19 年度)	目標値 <u>(H26 年度)</u>
0 件	60 件以上

(中略)

■街なか観光客の入込数の推移と目標値



(中略)

- ②目標達成に必要な事業及び算定方法
- ア) これまでの傾向が続いた場合の入込数の増減

(中略)

	実績値				推計値						
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	<u>H25</u>
街 な か 観 光 客の入込数	244,733	349,834	314,586	271,079	280,078	301,697	249,489	244,734	282,339	249,869	243,867

推計値 (H24) 243,867人 - 現況値 (H19) 249,869人=-6,002人

(中略)

③フォローアップの考え方

事業の進捗状況について毎年度確認し、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていくとともに、当該計画の計画期間の中間年である23年度に、数値目標を検証し、状況に応じて、目標達成に向けた改善措置を講じる。また、最終年度の25年度の終了後、再度数値目標の検証を行うものとする。数値目標の確認は、各施設の年間入込数を毎年度末に調査することにより行う。

(4) (仮称) 「やまがたお勧めの逸品」キャンペーン参加店舗数 (参考指標) ①数値目標

(中略)

■ (仮称) 「やまがたお勧めの逸品」キャンペーンへの参加店舗数(各年度末時点)

現況値(H19 年度)	目標値 <u>(H25 年度)</u>
0 件	60 件以上

(中略)

③フォローアップの考え方

数値目標の確認は、参加店舗数をキャンペーン事業実施予定の年である 22 年度以降、毎年度末に調査することにより行う。

- 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項
- 「1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) 略
- (2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業(89~93ページ)

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ	支援措置の内容	その他
尹未石、四谷及い天旭时朔	天旭王 仲	及び必要性	及び実施時期	の事項
事業名 都市計画道路事業諏訪町 七日町線 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 御殿堰整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 都市計画道路事業山形停 車場医学部線 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 街なか側溝整備事業 内容 密集市街地の環境を改善 するための側溝整備事業 実施時期 H18年度〜H26年度	山形市	密集市街地内の環境を改善するため、新名所の一つとなる第一小学校旧校舎周辺を中心に、道路側溝の整備を行うことにより、「街なか観光交流人口の増加」及び「街なか居住の推進」に寄与するものである。	支援措置の内容 社会資本整備 総合交付金(都 市再生(山形市) 中心(第2期))) 実施時期 H22年度~H26 <u>年度</u>	(略)
事業名 山形駅前広場消雪歩道整 備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

- (2)②略
- (3) 略
- (4) 略
- 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

③フォローアップの考え方

事業の進捗状況について毎年度確認し、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていくとともに、当該計画の計画期間の中間年である 23 年度に、数値目標を検証し、状況に応じて、目標達成に向けた改善措置を講じる。また、最終年度の 25 年度の終了後、再度数値目標の検証を行うものとする。数値目標の確認は、参加店舗数をキャンペーン事業実施予定の年である 22 年度以降、毎年度末に調査することにより行う。

- 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項
- 「1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) 略
- (2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業(89~93ページ)

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
事業名 都市計画道路事業諏訪町 七日町線 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 御殿堰整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 都市計画道路事業山形停 車場医学部線 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 街なか側溝整備事業 内容 密集市街地の環境を改善 するための側溝整備事業 実施時期 H18年度~H25年度	山形市	密集市街地内の環境を改善するため、新名所の一つとなる第一小学校旧校舎周辺を中心に、道路側溝の整備を行うことにより、「街なか観光交流人口の増加」及び「街なか居住の推進」に寄与するものである。	社会資本整備	
事業名 山形駅前広場消雪歩道整 備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

- (2)②略
- (3) 略
- (4) 略
- 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 略
- 6.公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項
- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) 略
- (2) ①略
- (2) ②略
- (3) 略
- (4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び 必要性	支援措置の内 容及び実施時 期	その他の事項
事業名 空き店舗・空き家・空き地 データベース事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 中心市街地活性化のため の「新たな拠点づくり」 検討事業(再掲) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 建築物の高さ制限 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 中心市街地活性化区域へ の「市街地再開発事業」 及び「優良建築物等整備 事業」の誘導 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 十日町地区店舗・共同住宅整備事業	㈱井筒屋	本市中心市街地内で、居住の 中核的な場所である当地区にお いて店舗・共同住宅の整備を行 う事業。		
<u>内容</u> 店舗を併設した共同住宅 を整備する事業		この事業で、共同住宅と店舗 の整備を行い、店舗には中心市 街地に不足している食料品店の 誘致を行うことにより、中心市		
<u>実施時期</u> <u>H25年度~H26年度</u>		街地内の居住人口の増加を図る とともに、来街者の増加をもたらし、「賑わい拠点の創出」、 「街なか居住の推進」及び「街なか観光交流人口の増加」に寄		
		与するものである。		

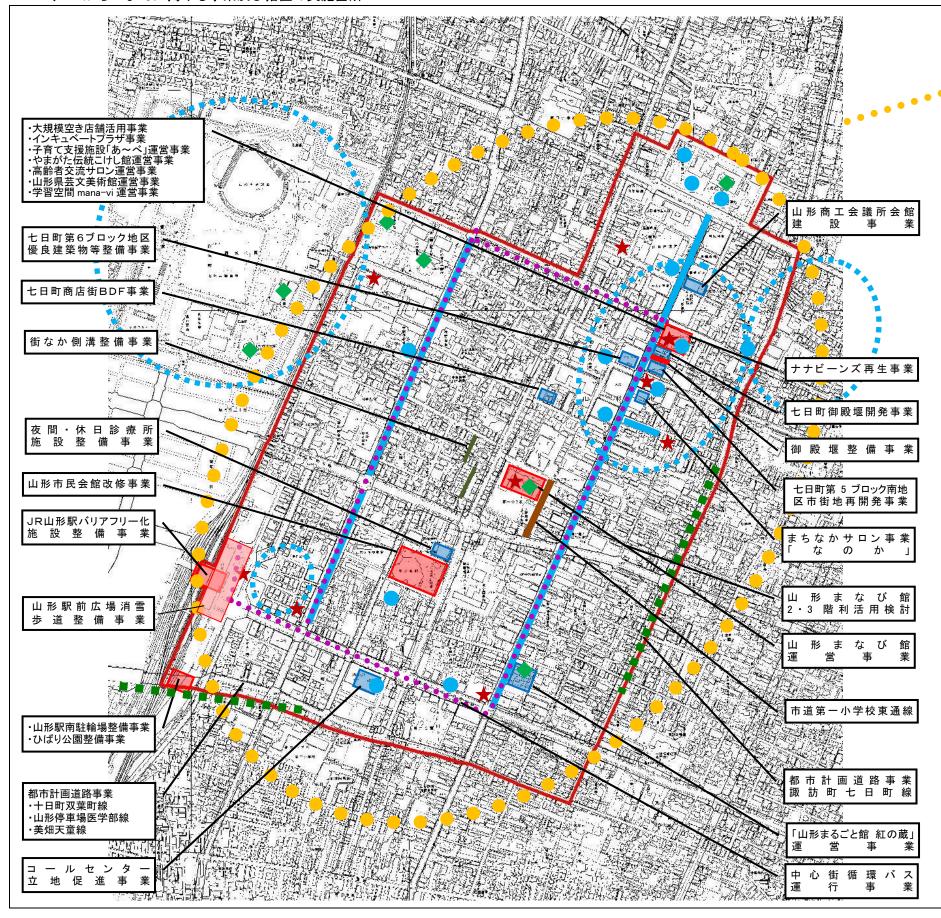
- [1] 略
- [2] 略
- 6.公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項
- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) 略
- (2) ①略
- (2) ②略
- (3) 略
- (4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び 必要性	支援措置の内 容及び実施時 期	
事業名 空き店舗・空き家・空き地 データベース事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 中心市街地活性化のため の「新たな拠点づくり」 検討事業(再掲) (略)	(略)	(昭各)	(略)	(略)
事業名 建築物の高さ制限 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 中心市街地活性化区域へ の「市街地再開発事業」 及び「優良建築物等整備 事業」の誘導 (略)	(略)	(昭各)	(略)	(略)
(新規事業)				

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項[1]略[2]略	7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 [1] 略 [2] 略

変更前

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



【中心市街地全域で実施する事業】

- ・山形市バリアフリー基本構想推進事業
- ・空き店舗・空き家・空き地データベース事業
- ・建築物の高さ制限
- ・大規模小売店舗立地法の特例措置の要請
- ・新規出店サポート事業
- ・中心街共通駐車サービス事業
- ・街のご用聞きサービス事業
- ・中心市街地活性化区域への「市街地再開発事業」及び「優良建築物等整備事業」の誘導

- 中心商店街活性化資金制度
- (仮称)「やまがたお勧めの逸品」キャンペーン

【その他ソフト事業及び措置】

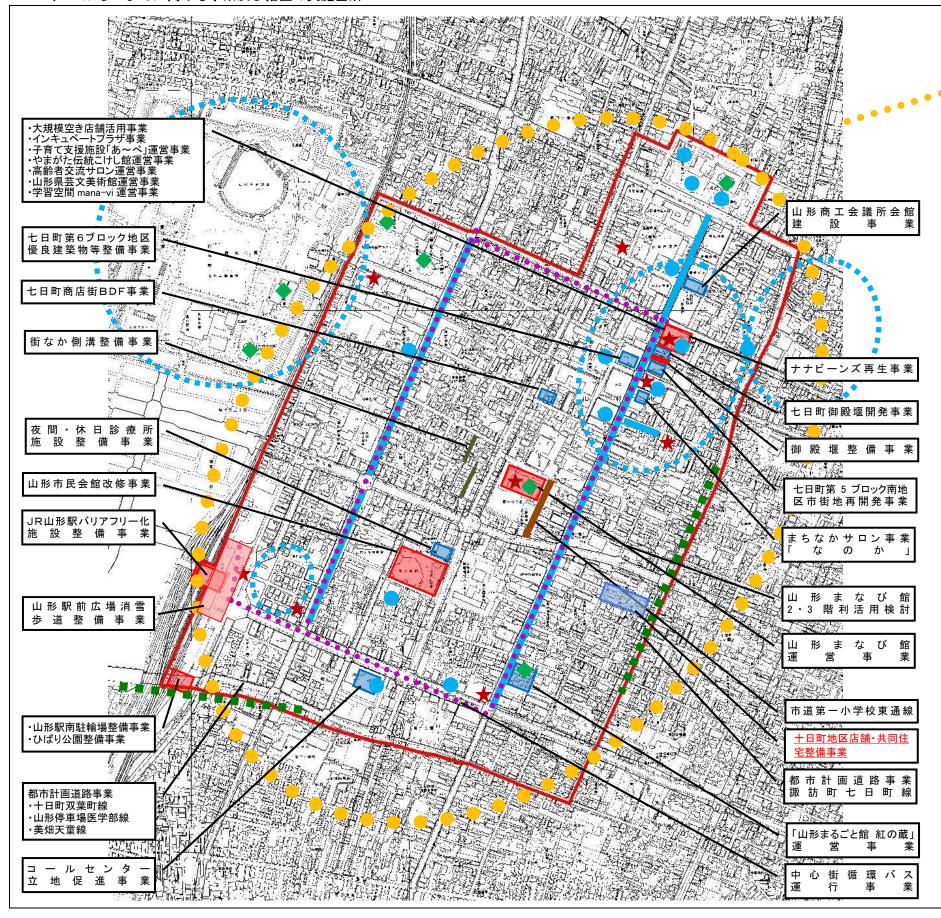
- ・「新たな拠点づくり」検討事業
- ・セットバック連たん整備支援事業
- 一店逸品運動
- 経営のアドバイス事業
- 商店街の達人講座
- ・外国人スキー客の市街地観光誘導事業
- 観光案内版整備事業
- ・やまがたの伝統的食文化活用事業
- ・市街地観光コース作り事業
- 市内観光案内所整備事業
- ・城下町やまがた観光レンタサイクル事業
- ・城下町やまがた探検隊
- ・まちなか回遊イベント
- ・まつり、イベントの開催(実施個所
- ・「市」のある街づくり(開催予定箇所 ★)
- ・ヤマガタ蔵プロジェクト
- BDFを活用した賑わいづくり
- やまがた舞子の活用
- レンタサイクルの基地づくり
- ・観光ボランティアの充実
- ・梅花藻の生息地づくり
- ・蔵の特徴を説明するプレートの作成
- ・文化観光施設スタンプラリーの実施
- 文化観光施設連携事業
- 文化観光施設共通割引券の発行
- 観光拠点施設の入場料無料化
- ・観光マイスター認定ご当地検定
- ・街なか観光の推進組織の整備と推進戦略の展開
- ・街なかイベント推進組織の歳暮
- ・イベントに関するアンケート調査の実施
- 公共交通利用促進事業
- ・コミュニティバス運行事業
- ・地域交流バス運行事業
- 自転車通行環境整備事業
- ・中心街循環バス・1日券と文化観光施設入場券のセット販売

(実施施設 🔷)

- ・中心街循環バス・定期券発行事業
- ・公共交通マップの作成

変更後

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



【中心市街地全域で実施する事業】

- ・山形市バリアフリー基本構想推進事業
- ・空き店舗・空き家・空き地データベース事業
- ・建築物の高さ制限
- ・大規模小売店舗立地法の特例措置の要請
- ・新規出店サポート事業
- ・中心街共通駐車サービス事業
- ・街のご用聞きサービス事業
- ・中心市街地活性化区域への「市街地再開発事業」及び「優良建築物等整備事業」 の誘導

- 中心商店街活性化資金制度
- (仮称)「やまがたお勧めの逸品」キャンペーン

【その他ソフト事業及び措置】

- ・「新たな拠点づくり」検討事業
- ・セットバック連たん整備支援事業
- 一店逸品運動
- 経営のアドバイス事業
- 商店街の達人講座
- ・外国人スキー客の市街地観光誘導事業
- 観光案内版整備事業
- ・やまがたの伝統的食文化活用事業
- ・市街地観光コース作り事業
- 市内観光案内所整備事業
- ・城下町やまがた観光レンタサイクル事業
- ・城下町やまがた探検隊
- まちなか回遊イベント
- ・まつり、イベントの開催(実施個所
- ・「市」のある街づくり(開催予定箇所 ★) ・ヤマガタ蔵プロジェクト
- BDFを活用した賑わいづくり
- ・やまがた舞子の活用
- ・レンタサイクルの基地づくり
- 観光ボランティアの充実
- ・梅花藻の生息地づくり
- ・蔵の特徴を説明するプレートの作成
- ・文化観光施設スタンプラリーの実施
- 文化観光施設連携事業
- 文化観光施設共通割引券の発行
- 観光拠点施設の入場料無料化
- ・観光マイスター認定ご当地検定
- ・街なか観光の推進組織の整備と推進戦略の展開
- ・街なかイベント推進組織の歳暮
- ・イベントに関するアンケート調査の実施
- 公共交通利用促進事業
- ・コミュニティバス運行事業
- ・地域交流バス運行事業
- 自転車通行環境整備事業
- ・中心街循環バス・1日券と文化観光施設入場券のセット販売

(実施施設 🔷)

- ・中心街循環バス・定期券発行事業
- ・公共交通マップの作成

- 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
- 「1] 略
- 「2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(中略)

【第1回設立準備会 平成19年11月13日】

- ・先進地の事例と中心市街地活性化協議会の具体的な内容について(勉強会)
- ・協議会構成等について
- ・今後の取り組みについて

【第2回設立準備会 平成19年12月27日】

- ・旧山形市基本計画(平成11年策定)の検証について
- ・協議会規約、構成員等について

【設立総会 平成20年3月4日】

- ・協議会の役割について
- ・協議会規約、幹事会規程、構成員等について
- ・協議会会長、副会長、監事の選任について
- 今後のスケジュールについて
- ・山形市中心市街地活性化基本計画素案について

【第2回活性化協議会 平成20年4月15日】

・山形市中心市街地活性化基本計画素案について

【第3回活性化協議会 平成20年4月30日】

・山形市中心市街地活性化基本計画素案について

【第4回活性化協議会 平成20年7月22日】

- ・山形市中心市街地活性化基本計画素案の経過報告
- ・山形市中心市街地活性化基本計画素案について
- 現場視察

【第1回活性化協議会幹事会 平成20年8月19日】

・山形市中心市街地活性化基本計画素案について

【第5回活性化協議会 平成20年8月27日】

・山形市中心市街地活性化基本計画素案についての意見の集約

【意見書提出 平成20年9月10日】

【第6回活性化協議会 平成21年3月23日】

- ・山形市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- 今後のスケジュールについて

【第1回活性化協議会構成員・幹事合同会議 平成21年9月9日】

- ・山形市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・街なか観光の推進組織の整備について

【第1回活性化協議会幹事会 平成21年11月16日】

- 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
- 「1]略
- 「2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(中略)

【第1回設立準備会 平成19年11月13日】

- ・先進地の事例と中心市街地活性化協議会の具体的な内容について(勉強会)
- 協議会構成等について
- ・今後の取り組みについて

【第2回設立準備会 平成19年12月27日】

- ・旧山形市基本計画(平成11年策定)の検証について
- ・協議会規約、構成員等について

【設立総会 平成20年3月4日】

- ・協議会の役割について
- ・協議会規約、幹事会規程、構成員等について
- ・協議会会長、副会長、監事の選任について
- ・今後のスケジュールについて
- ・山形市中心市街地活性化基本計画素案について

【第2回活性化協議会 平成20年4月15日】

・山形市中心市街地活性化基本計画素案について

【第3回活性化協議会 平成20年4月30日】

・山形市中心市街地活性化基本計画素案について

【第4回活性化協議会 平成20年7月22日】

- ・山形市中心市街地活性化基本計画素案の経過報告
- ・山形市中心市街地活性化基本計画素案について
- 現場視察

【第1回活性化協議会幹事会 平成20年8月19日】

・山形市中心市街地活性化基本計画素案について

【第5回活性化協議会 平成20年8月27日】

・山形市中心市街地活性化基本計画素案についての意見の集約

【意見書提出 平成20年9月10日】

・山形市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

【第2回活性化協議会構成員・幹事合同会議 平成22年1月15日】

- ・山形市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・山形市中心市街地活性化基本計画の変更について

【第1回活性化協議会幹事会 平成22年6月23日】

- ・山形市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・街なか観光の推進組織の整備について

【第1回活性化協議会構成員会議 平成22年7月26日】

- ・山形市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・街なか観光の推進組織の整備について

【第2回活性化協議会構成員会議 平成22年12月13日】

- ・山形市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・街なか観光の推進組織の整備について

【第1回活性化協議会構成員・幹事合同会議 平成23年9月16日】

・山形市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

【第1回活性化協議会構成員・幹事合同会議 平成24年9月24日】

・山形市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

【第1回活性化協議会構成員・幹事合同会議 平成25年10月24日】

・山形市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

【第1回活性化協議会構成員会議 平成26年2月3日】

・山形市中心市街地活性化基本計画の変更について

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項 目	説明
第1号基	意義及び目標に関する事項	「3.中心市街地の活性化の目標」(P70
準		~87) に記載
基本方針	認定の手続	「9.4から8までに掲げる事業及び措置
に適合するも		の総合的かつ一体的推進に関する事項」(<u>P147</u>
のであること		<u>∼156</u>) に記載
	中心市街地の位置及び区域	「2.中心市街地の位置及び区域」(P65
	に関する基本的な事項	~69) に記載
	4から8までの事業及び措置	「9.4から8までに掲げる事業及び措置
	の総合的かつ一体的推進に関す	の総合的かつ一体的推進に関する事項」(<u>P147</u>
	る基本的な事項	<u>~156</u>) に記載
	中心市街地における都市機	「10. 中心市街地における都市機能の集積
	能の集積の促進を図るための措	の促進を図るための措置に関する事項」(<u>P157</u>

12. 認定基準に適合していることの説明

12. 祕足基準に適合していることの説明					
基準	項目	説明			
第1号基準	意義及び目標に関する事項	「3.中心市街地の活性化の目標」(P70~			
基本方針に		87) に記載			
適合するもの	認定の手続	「9.4から8までに掲げる事業及び措置の			
であること		総合的かつ一体的推進に関する事項」(P145~			
		 <u>153</u>) に記載			
	中心市街地の位置及び区域に	「2.中心市街地の位置及び区域」(P65~			
	関する基本的な事項	69) に記載			
	4から8までの事業及び措置の	「9.4から8までに掲げる事業及び措置の			
	総合的かつ一体的推進に関する	総合的かつ一体的推進に関する事項」(<u>P145~</u>			
	基本的な事項	<u>153</u>) に記載			
	中心市街地における都市機能	「10. 中心市街地における都市機能の集積の			
	の集積の促進を図るための措置	促進を図るための措置に関する事項」(<u>P154~</u>			

	置に関する基本的な事項	<u>~161</u>) に記載
	その他中心市街地の活性化	「11. その他中心市街地の活性化のために
	に関する重要な事項	必要な事項」(<u>P 162~163</u>)に記載
第2号基	目標を達成するために必要	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事
準	な4から8までの事業等が記載	業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する
基本計画	されていること	施設の整備その他の市街地の整備改善のための
の実施が中心		事業に関する事項」~「8.4から7までに掲
市街地の活性		げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関
化の実現に相		する事項」(P88~ <u>145</u>)に記載
当程度寄与す	基本計画の実施が設定目標	事業等ごとに掲載した「目標達成のための
るものである	の達成に相当程度寄与するもの	位置付け及び必要性」(P89~145)に記載
と認められる	 であることが合理的に説明され	
こと	ていること	
第3号基	事業の主体が特定されてい	事業等ごとに掲載した「実施主体」(P89
準	るか、又は、特定される見込み	~ <u>145</u>)に記載
基本計画	が高いこと	
が円滑かつ確		
実に実施され		
ると見込まれ	事業の実施スケジュールが	事業等ごとに掲載した「実施時期」(P89
るものである	明確であること	~ <u>145</u>)に記載
ت الله الله الله الله الله الله الله الل		

	に関する基本的な事項	<u>158</u>) に記載
	その他中心市街地の活性化に 関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」(<u>P 159~160</u>)に記載
第2号基準基本計中ではの時代の1年間では、1年には、1年間では、1年間では、1年間では、1年間では、1年間では、1年間では、1年間では、1年間では、1年間では、1年間では、1年には、1年間では、1年間では、1年間では、1年間では、1年間では、1年間では、1年間では、1年間では、1年間では、1年間では、1年間では、1年間では、1年間では、1年間では、1年間では、1年間では、1年間では、1年間では、1年間では、1年には、1年間では、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1年に	目標を達成するために必要な 4から8までの事業等が記載され ていること 基本計画の実施が設定目標の 達成に相当程度寄与するもので あることが合理的に説明されて いること	「4.土地区画整理事業、市街地再開発事業、 道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設 の整備その他の市街地の整備改善のための事業 に関する事項」~「8.4から7までに掲げる 事業及び措置と一体的に推進する事業に関する 事項」(P88~143)に記載 事業等ごとに掲載した「目標達成のための位 置付け及び必要性」(P89~143)に記載
第3号基準基本計画が円滑かつ確実に実施されると見いであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと 事業の実施スケジュールが明確であること	事業等ごとに掲載した「実施主体」(P89~143)に記載 事業等ごとに掲載した「実施時期」(P89~143)に記載